

令和7年12月1日作成

令和7年度 トラックドライバー運転免許取得等

支援事業補助金

補助金申請に係る留意事項【必読】

本補助金の申請にあたり、事業者及び申請担当者の皆様に必ずご確認いただきたい事項をQ&A形式でまとめています。本書の内容をご確認いただいた上で、事前申請及び本申請の手続きを行ってください。なお、本書は補助金制度の概要を示すものであり、正式な取扱いは交付要綱及び実施要領によります。

1. 共通事項

【Q1 この補助金の予算額はいくらですか？】

A：本事業の予算額は次のとおりです。

区分	予算額
運転免許取得支援	20,720千円
フォークリフト運転技能講習	2,500千円
合計	23,220千円

※予算が上限に達した場合、受付を終了しますので、12月1日以降に免許取得の方は、事前申請（見込申請）を必ず行ってください。

【Q2 予算が上限に達した場合は？】

A：予算に達した時点で交付申請及び事前申請の受付を終了します。交付申請(事前申請を含む)の受付終了後に免許取得をされた場合、補助対象外となります。なお受付を行った場合でも、補助金の交付状況によっては、補助金の交付が受けられない場合も想定されますので、予めご承知おきください。

【Q3 対象となる事業者は？】

A：以下のすべてに該当する事業者が対象となります。

- ①宮崎県内に本社又は営業所を有し、補助金交付申請時点において現に営業を行っているおり、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項の一般貨物自動車運送事業又は第3項の特定貨物自動車運送事業を営んでいること
- ②運転免許の取得（交付）時点において、下記のいずれか1つ以上の認定・宣言を受けていること

1	働きやすい職場認証制度（運転者職場環境良好度認証制度）
2	安全性優良事業所（Gマーク）認定
3	「ホワイト物流」推進運動 自主行動宣言の提出事業者

- ③雇用するドライバーに対し、本補助金の交付額以上の金額を待遇改善に充当することができる事業者であること
- ④別記様式第4号誓約書の要件を全て満たしている（抵触しない）こと

【Q4 「宮崎県の補助金」と「宮崎県トラック協会の助成金」は、どのように申請すればよいですか？】

A：両方に申請してください。（原則）

※併用申請詳細 別紙Q4 補足資料を参照

【原則】（両方へ申請）

協会助成金 → 県補助金（差額）

- ① 宮崎県トラック協会の助成金を申請 （免許取得費用の一部が助成されます）
- ② 協会助成金を差し引いた残額を、宮崎県の補助金として申請
(=実質的に自己負担ゼロとなる仕組み)

【例外】協会助成金が予算上限に達した場合

協会の予算終了 → 県補助金のみ申請

その場合は、宮崎県の補助金のみを申請 (=一括申請) という扱いになります。

現在、免許取得に関して活用できる制度は次の2つです。

- ① 「宮崎県の補助金」
 - ・ トラックドライバー運転免許取得等支援事業補助金（県補助金）
- ② 「宮崎県トラック協会の助成金」
 - ・ 運転免許取得支援助成金
 - ・ 資格取得講習助成金（協会助成金）

県補助金の受付事務は宮崎県トラック協会が行っているため、「どちらに出せばいいのか？」という混乱が生じやすい状況です。

❖ 【結論】▶ 協会助成金 → 県補助金（差額請求） の順で、両方申請してください。
県補助金は「協会助成金との併用を前提」として制度設計されています。

【Q5 納税証明書は新たに取得する必要がありますか？】

A：原則、新たに取得してください。

納税証明書は、各地区の宮崎県税事務所で取得した最新のものをご提出ください。ただし、協会会員で、令和7年4月以降に次の県事業で取得した納税証明書をお持ちの場合は、その写しの提出で代替可能です。

- ・令和7年度 交通・物流事業者燃料高騰等対策事業
- ・令和7年度 高速道路等利用料助成事業補助金

【Q6 申請をFAXで提出できますか？】

A：提出できません。

本申請書類は郵送（簡易書留・レターパック等の追跡可能な方法）または持参に限ります。申請期限が迫る場合は、必ず持参してください。ただし、事前申請（様式第6号・様式第3号）に限り、協会代表メールアドレスへの提出が可能です。

【Q7 補助金の申請額は税込・税抜のどちらで記載すればよいですか？】

A：申請額は税抜金額で記載してください。

また、税抜金額のうち 合計額1,000円未満の端数は切り捨てとなります。

【Q8 領収書ではなく、銀行振込で支払った場合、どの書類を添付すればよいですか？】

A：次のいずれかの「支払いを証する書類」を提出してください。銀行振込の場合、領収書の代わりとして認められます。

<提出可能な証明書類（例）>

- ・銀行の振込明細書（写し）
 - ・銀行窓口またはATMの振込控え（写し）
 - ・通帳の該当箇所の写し（入金先・金額・日付が確認できる部分）
 - ・インターネットバンキングの取引明細
 - ・クレジットカード払いの場合のカード利用明細（写し）
- ※対象分の金額と教習所名が確認できること
- ・教習所が発行する「支払証明書」（領収書の再発行が難しい場合に対応可）

<注意事項>

- ・金額・支払日・支払先（教習所名）が確認できる書類に限ります。
- ・明細が複数枚に分かれる場合は、該当部分がわかるように提出してください。
- ・振込人名義が本人（受講者）と異なる場合、追加説明を求める場合があります。

【Q9 【資格要件（働きやすい職場認証、Gマーク、ホワイト物流）は、いつ取得していればよいですか？】

A：資格要件は「免許取得（交付）時点」で満たしていることが必須です。

本補助金の資格要件は免許取得（交付日）時点で満たしている必要があります。

- ・そのため、免許取得（交付）時点で、いずれか1つ以上の認定を受けている → 対象
- ・免許取得（交付）時点で要件を満たしていない → 対象外（申請時に取得していても不可）となりますので、取得時期には十分ご注意ください。

【Q10 別記様式第3号（申請内訳書）には、免許取得費用をどのように記載すればよいですか？】

A：前期申請と後期申請で記載内容が異なります。

● 前期申請（免許取得済の方）

- ・免許取得に実際に要した費用（税抜）を記載
- ・申請額合計は1,000円未満切り捨て

● 後期申請（事前申請の段階）

免許取得費用の「見込額（税抜）」を記載

見込額の入手方法

- ・自動車学校の入校案内、費用案内、ホームページの掲載額等
- ・見積書を保有している場合：その金額
- ・金額不明の場合：自動車学校へ直接問い合わせ

●後期（免許取得後の本申請）

- ・領収書、振込明細等を基に、実際に要した費用を税抜で記載
- ・合計金額は1,000円未満切り捨て
- ・補助対象外経費は申請額に含めないでください

■ 補足

- ・補助対象外経費（追加補習、再検定料等）は除外してください。

【Q11 領収書の宛名が個人名（従業員名）の場合でも申請できますか？】

A：申請可能です。

ただし、次の条件を満たす必要があります。

- ・免許取得者が補助対象従業員であること
- ・事業者が本補助金の申請主体となること
- ・費用の内容が確認できる書類を提出できること
(例：免許取得費用内訳資料 など)

【Q12 費用の内訳が確認できる書類がない場合は、どうすればよいですか？】

A：内訳が確認できる書類の提出が必要です。

本補助金の補助率は 10/10 以内(原則として全額補助)となっているため、費用の妥当性確認が必須となります。領収書だけでは費用の内訳が確認できない場合は、免許取得先（自動車学校・教習機関）へご相談の上、次のいずれかの書類をご準備ください。以下参考例、

- ✓ 教習費用の内訳がわかる明細書
- ✓ 請求書
- ✓ 領収金額の内訳が確認できる証明書等

※提出が困難な場合、申請ができない可能性があります。

【Q13 本申請で添付する「費用の内訳が確認できる書類」とは何ですか？】

A：免許取得費用の内容（内訳）が分かる書類を指します。

<提出対象となる書類の例>

- ・自動車学校が発行する請求書・見積書
- ・免許取得費用の内訳が記載された案内文書
- ・自動車学校のホームページに掲載されている費用明細（支払額と一致している場合）

※ホームページ掲載額と実際の支払額に差異がある場合は、

必ず費用内訳が確認できる書類を別途取得してください。

<個人で取得した場合>

領収書しかお持ちでなく、費用内訳が確認できる書類がない場合は、免許取得先に依頼し、必ず費用内訳が分かる書類をご準備ください。

【補足】

本補助金は「免許取得の基本料金を全額補助」する制度です。そのため、申請内容が適正な経費であるか確認する必要があり、費用内訳の提出は必須となります。

【Q14 免許取得費用をクレジットカードの分割払い（ローン等）で支払う場合も補助対象になりますか？】

A：条件を満たす場合、申請は可能です。

補助金の申請にあたり、支払い方法（現金、一括、クレジット分割、ローン等）の指定はありませんが、次の条件をすべて満たす必要があります。

<申請に必要となる条件（すべて必須）>

- ・支払いを証する書類が提出できること
(例) クレジットカード利用明細、信販会社の支払明細、振替（引落）記録 など
- ・教習費用の内訳が確認できる書類があること
(例) 費用明細書、請求書、受講コース内訳、学校発行の証明書 など
- ・申請期限までに、補助対象となる支払いが完了していること

※支払い完了前の申請は補助対象なりません。

【Q15 パート・アルバイト・契約社員など、正社員以外の従業員も補助対象になりますか？】

A：対象となる場合があります。

雇用形態（正社員・契約社員・パート・アルバイト等）は問いませんが、次の要件をすべて満たす必要があります。

<補助対象となる条件（全て必須）>

- ・宮崎県内の営業所において雇用されていること
- ・補助金交付申請時点において在籍しており、補助金交付後も継続して雇用する予定であること。
- ・取得する免許を事業の運送業務において使用する予定があること
- ・当該従業員が待遇改善の対象となる者であること

△ 注意事項（重要）

以下に該当する場合は、補助対象外または補助金の返還を求める場合があります。

- ・申請内容に虚偽がある場合
(例：実際には雇用関係がない者を申請する、在籍実態がない 等)

- ・補助金申請のみを目的とした、著しく短期間の形式的な雇用であると認められる場合
- ・その他、事業目的（ドライバーの確保・定着）に照らし、事業対象として妥当性を欠くと判断される場合

【Q16 1事業者で申請できる人数に上限はありますか？】

A：現時点では人数上限は設けていません。

ただし、次の点をご理解ください。

予算には上限があるため、執行状況(執行見込を含む。)の管理を行います。このため予め事前申請（様式第6号、第3号）を行っていただく必要があります。申請者多数の場合は、受付期間内であっても予算到達時点で受付終了となる可能性があります。大量の申請が見込まれる場合、事務局から調整をお願いする場合があります。

【Q17 出向者や派遣スタッフも補助対象になりますか？】

A：補助対象外です。

出向者や派遣スタッフは、雇用契約の相手が他社であるため、本補助金の要件である「宮崎県内の営業所で雇用している者」に該当しません。

【Q18 他の補助金・助成制度（国・全ト協、県ト協等）との併用はできますか？】

A：併用できる場合があります。（要注意）

本補助金は全額補助（上限：実費）であるため、次の点に注意が必要です。

🔍 併用の原則

- ・同一の教習費用について、補助金の二重受給は不可
- ・他制度により一部費用が補助された場合、本補助金は「残額」を対象として申請可能

例：取得費総額 300,000円(税抜)

県ト協補助 100,000円

→ 本補助金の申請対象経費：200,000円 ※税抜き、千円未満切り捨て

※申請時に、他補助制度の利用有無を確認する場合があります。

※不正受給と判断されると返還対象となるため、必ず申告してください。

2. 運転免許取得支援に関する留意事項

【Q19 対象となる運転免許は？】

A：次の免許区分が補助対象となります。

- 大型免許(限定解除を含む。)
- 中型免許(限定解除を含む。)
- 準中型免許(限定解除を含む。)
- けん引免許
- 特例教習

次の免許は対象外です（誤申請防止のため明記）。

- 大型特殊免許
- 普通免許のみの取得
- 原付・小型特殊 等

【Q20 補助金の対象経費は？】

A：運転免許取得に必要な教習料金等が対象です。

原則として、自動車学校が定める「免許取得までに必要な基本料金」に含まれる費用を対象とします。なお、教習所ごとに基本料金に含まれる項目が異なるため、提出いただく費用内訳書（案内書・請求書等）をもとに、事務局で補助対象の可否を判断します。以下は一般的な例となります。

<対象となる経費例>

- ・教習料金（入学金・学科・技能教習・初回の検定料等）
- ・教本、教材費
- ・免許申請手数料（教習所の「基本料金」に含まれている場合に限ります）
- ・適性検査（※自動車学校内で実施され、「基本料金」に含まれている場合に限ります）

<対象外となる経費例>

- ・再受験・再検定・追加補習にかかる費用（基本料金に含まれない追加費用）
- ・個人の諸事情で発生した交通費、宿泊費、食費等
- ・免許交付後に発生する追加の費用（免許更新費、再発行手数料 など）
- ・その他 不適切と認める経費

【Q21 誰が補助対象者（免許取得者）になりますか？】

A：以下の要件を満たす者が補助対象者となります。

- ・補助金交付申請時点において、対象事業者に宮崎県内にて雇用されており、今後も継続して雇用される者であること。
- ・申請時点で退職している者は対象外となります

【Q22 再検定・追加補習・再試験などで追加費用が発生した場合も補助対象になりますか？】

A：原則として対象外です。

補助の対象は、自動車学校等が定める免許取得に掛かる基本料金のみです。

追加費用は各自の負担となりますので、ご注意ください。

【Q23 免許取得期限はありますか？】

A：はい。必ず次の期限までに取得を完了してください。

👉 令和8年2月28日までに免許取得（交付）が完了していること

※期限を過ぎた取得は補助対象外となります。

また、最終日（令和8年2月28日〔土〕）は申請窓口が休業日のため、同日取得予定の場合は必ず事前に事務局へ連絡してください。

【Q24 教習所の予約が混雑し、令和8年2月28日までに免許取得が完了しない可能性があります。期限を過ぎた場合でも補助対象になりますか？】

A：恐縮ながら、期限（令和8年2月28日）までに免許の取得（交付）が完了していない場合は、補助対象外となります。

本補助金は、令和8年2月28日までに免許取得が完了していることが必須要件であるため、取得が期日を過ぎた場合、いかなる理由であっても補助金の交付はできません。

【Q25 免許の取得日は「卒業検定に合格した日」ですか？】

A：いいえ。免許の取得日（補助金の判定基準日）は「免許証の交付日」です。

教習所で卒業検定（卒検）に合格しただけでは、免許取得は完了していません。

卒検合格後、免許センターでの切替手続が完了し、免許証が交付された日が正式な取得日になります。

【Q26 卒検は合格したが、免許センターに行くのが遅れた場合はどうなりますか？】

A：免許センターでの交付日が補助金の判定基準となるため、交付日が期限（令和8年2月28日）を過ぎると補助対象外になります。

卒検合格日が期限内であっても、交付が期限を過ぎれば対象外ですので、スケジュールに十分ご注意ください。

⚠️ 注意喚起

免許取得を計画される事業者様におかれましては、教習予約の混雑が見込まれるため、期限に遅れることがないよう、余裕を持ったスケジュールで受講をお願いします。

【Q27 マイナンバーカードと運転免許証が一体化した「マイナ免許証」を取得した場合、添付資料は何を提出すればよいですか？】

A：免許区分・有効期限・交付年月日など、免許情報が確認できる書類を提出してください。

マイナ免許証は、免許情報がカードのICチップ内に記録される形式のため、カード表面には免許の種類・有効期限が表示されません。そのため、次のいずれかの書類を提出してください。

●提出可能な書類例

- ・免許情報記録確認書（警察署で発行）
- ・マイナポータル等で確認できる運転免許情報の写し
- ・専用アプリ等で表示される免許情報の画面印刷（写し）

【Q28 事前申請の内容を取り下げるか変更したりすることはできますか？】

A：可能です。

事前申請提出後に、内容に変更が生じた場合は、指定様式の再提出（修正）をお願いします。また、事前申請自体を取り下げる場合は、事務局へご連絡ください。状況に応じた手続方法をご案内します。

【Q29 令和7年11月30日までに免許を取得している場合、前期申請（12月）に必ず提出する必要がありますか？】

A：原則、12月中の提出にご協力ください。

予算の上限に達した場合は受付を終了することになりますので、前期取得分は12月中の申請提出をお願いします。

【Q30 12月1日以降の免許取得は事前申請（見込申請）が必要ですか？】

A：はい、必要です。

本補助金は予算上限により受付終了となります。そのため、執行状況(執行見込を含む。)の管理を行うため、後期申請では次の書類を提出し、事前申請を行う必要があります。

提出を事前にお願いする理由については、次の業務を行うためです

- ・補助金予算の執行状況の把握
- ・予算枠の仮確保（申請過多によるトラブル防止）
- ・免許取得スケジュールの進捗管理
- ・交付申請の円滑な審査のための事前確認
- ・事前申請が提出されていない場合、本申請ができない可能性があります

●提出書類：別記様式第6号（免許取得見込 事前申請書）

別記様式第3号（申請内訳一覧表）

※提出がない場合、予算枠が確保できず、補助対象外となる場合があります。

【Q31 本申請に必要な書類は？】

A：以下の書類の提出が必要です。

- ① 交付申請書兼請求書（別記様式第1号）
- ② 納税証明書（県税に未納がないことを証明するもの）
- ③ 特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第2号）
- ④ 申請内訳一覧表（別記様式第3号）
- ⑤ 費用の内訳が確認できる書類（例：請求書、費用内訳書等）
- ⑥ 領収書の写し又は振込が確認できる書類
- ⑦ 誓約書（別記様式第4号）

- ⑧ 運転免許証写し添付用紙（別記様式第5号）
 - ⑨ 認定証の写し
 - ⑩ 振込先口座が確認できる書類の写し
 - ⑪ 免許取得者の給与明細又は賃金台帳の写し（補助金申請月支給分）
- ※申請日時点で当該月の給与明細が未発行の場合は、後日提出でも可とします。

【Q32 補助金交付要綱第2条第4項にある「雇用するドライバーの処遇改善に、当該補助金額以上の額を充当する者。」とはどういう意味ですか？】

A：本補助金は、トラックドライバーの確保・定着を図るための処遇改善を目的としています。そのため、補助金の交付を受けた事業者は、交付された補助金額と同額以上の費用を、ドライバーの処遇改善に充当することが必要となります。処遇改善として想定される取組は、以下のとおりです（※あくまで参考例です。事業所の状況に応じて適切に取組内容を検討してください）。

■ 処遇改善の活用例（参考）

- ・運転免許取得に係る費用助成（会社独自の追加支援等）
 - ・賃金・賞与・各種手当の改善
 - ・負担軽減のための装備品等の導入
例：空調服、車内用ファンヒーター、安全装備等
 - ・健康管理・福利厚生の充実
 - ・労働時間の適正化や労働環境改善に資する取組など
- ※補助金は「免許取得で終わり」ではなく、ドライバーの処遇改善（労働環境改善）に還元することが必須となります。

【Q33 宮崎県外の営業所に所属するドライバーは補助対象になりますか？】

A：対象外です。

補助対象者は、補助金交付申請時点において、宮崎県内の営業所で雇用されている者に限られます。

【Q34 個人の費用負担で取得した免許も補助対象になりますか？】

A：条件を満たす場合は対象となります。ただし、次の点にご注意ください。

本補助金は事業者が申請者となるため、個人（従業員）による申請はできません。補助金は事業者口座への振込となります。補助金を受領した事業者による個人（従業員）への費用助成を妨げるものではありません。

【Q35 宮崎県内で雇用しているドライバーが、県外の自動車学校で免許を取得した場合は補助対象になりますか？】

A：対象となります。

本補助金では、免許を取得する自動車学校（教習所）の所在地は問いません。
県外の自動車学校で取得した場合でも、次の条件を満たしていれば補助対象となります。

<必須条件>

申請対象者が 宮崎県内の本社または営業所において雇用されていること
上記条件を満たす限り、取得場所が県外であっても問題ありません。

【例】宮崎県都城市の営業所に所属するドライバーが、鹿児島県内の自動車学校で免許を取得する場合 → 補助対象となります。

【Q36 令和7年4月以前に自動車学校へ入校した場合でも、補助対象になりますか？】

A：免許取得（交付）日が補助対象期間内であれば対象になります。

本補助金の対象期間は次のとおりです。

◆ 補助対象期間

原則：令和7年4月1日～令和8年2月28日（免許取得・交付日）
したがって、令和7年4月以前に入校していても、免許取得（交付）が対象期間内であれば補助対象となります。

<対象となる例>

令和7年1月入校 → 令和7年4月に免許取得 → 対象

<対象外となる例>

令和7年1月入校 → 令和7年3月に免許取得 → 対象外（期間外）

3. フォークリフト運転技能講習受講支援に関する留意事項

【Q37 フォークリフト運転技能講習の補助金額はいくらになりますか？】

A：補助対象となる経費（講習実費）の範囲内で補助します。

受講料は講習実施機関により異なります。以下はあくまで参考例（一例）です。

<補助額の算定イメージ（参考例）>

（例）陸災防宮崎県支部で受講する場合 ※金額は変更となる可能性があります。

項目	金額(税込)
受講料	33,000 円
テキスト代	1,650 円
合計	34,650 円

宮崎県トラック協会では、当該講習に対し次の助成を行っています。

- ・受講料助成：10,000 円
- ・テキスト代助成：1,650 円（※協会会員の場合、受講時点で無償扱い）

そのため、協会会員が対象講習を受講した場合の本申請額目安は以下のとおりです：

★ （例）受講料 30,000 円（税抜） - 県ト協補助金 10,000 円 = 申請額 20,000 円
※テキスト代については協会会員の場合、事前助成のため追加負担なし。

▶ 注意事項（重要）

- ・講習費用は受講先により異なるため、申請前に必ず費用をご確認ください。
特に、大型特殊免許保有者の方が別カリキュラムで受講する場合、費用が変動する可能性があります。
- ・本補助金は実費精算方式のため、領収書および費用内訳が確認できる書類の提出が必要です。
- ・他制度による助成を受ける場合は、二重補助とならない範囲で調整されます。

【Q38 フォークリフト運転技能講習の補助対象経費は何ですか？】

A：講習機関が定める「基本受講料」および「テキスト代」が補助対象となります。
自動車学校・講習機関によっては、基本受講料に写真代等が含まれている場合がありますが、
その場合は基本料金に含まれる範囲で補助対象となります。

<補助対象となる経費（例）>

次の費用は補助対象として認められます

(補助対象となる主な費用)	(備 考)
・ 基本受講料	講習機関が定める標準的な講習費用
・ テキスト代	教材費・講習で使用する教本類
・ 写真代（※基本料金に含まれる場合に限る）	受講案内に写真代に含むとされる場合

<補助対象外となる費用（例）>

以下の費用は補助対象外です

(補助対象外となる費用)	(理 由)
補習・再受講に係る追加費用	基本料金に含まれないため
・個人で準備した証明写真の費用	基本料金に含まれない場合は対象外
・交通費・宿泊費・食費等	受講に付随する個人的費用
・免許証再発行手数料 等	取得後の費用のため対象外

【Q39 フォークリフト運転技能講習以外の講習費用は補助対象になりますか？】

A:いいえ。補助対象となるのは「フォークリフト運転技能講習」に要した経費のみです。

以下の講習・教育に係る費用は補助対象外です。

- ・ フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育
- ・ ショベルローダー等運転技能講習
- ・ 作業指揮者安全教育
- ・ その他の教育・研修等

【Q40 申請前に確認・相談したい場合は？】

A：自動車学校入校前・講習受講前に、必ず事務局へご相談ください。
補助対象に該当するか事前確認をお願いいたします。

📞 事務局連絡先（お問い合わせ）

(一社) 宮崎県トラック協会 
宮崎県トラックドライバー免許取得支援事業 担当
TEL : 0985-53-6767 受付時間：平日 8:30～17:30
